

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間及び7年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年3月まで  
② 平成6年8月から11年8月まで

私は、平成元年3月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和63年4月分からの国民年金保険料を同区役所内の銀行で一括納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、送られて来た納付書により金融機関で納付していた。私の所持する平成7年及び8年の所得税の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄には、当該期間の一部に係る期間の保険料を納付していたことを示す金額が記載されているにもかかわらず、記録上は未納とされていることから、当該期間の他の期間についても同様に誤った処理になっていると考えられる。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金に加入した後、申立期間①及び②を除いて、国民年金保険料を未納無く納付しており、申立期間①は3か月と短期間である上、当該期間の前後の保険料は現年度納付により納付済みであることがオンライン記録から確認できる。

また、申立期間②のうち、平成7年4月から9年1月までの期間については、申立人は、7年分及び8年分の所得税の確定申告書を所持しており、当該確定申告書には税務署の収受印が押されている上、当該確定申告書の社会保険料控除欄には国民年金保険料に係る金額が記載され、その金額は、それぞれ7年4月から8年3月まで、同年4月から9年1月までの保険料

額と一致している。

- 2 一方、申立人は、前述の確定申告書には国民年金保険料額が記載されており、これは、申立期間②の全ての国民年金保険料を納付していた証拠であると主張しているが、当該確定申告書に記載された金額は、前述のように、当該期間のうち、平成7年4月から9年1月までの保険料額と一致するものである上、当該期間は61か月と長期間に及んでおり、当該確定申告書の国民年金保険料額の記載のみをもって、直ちに当該期間の全ての保険料が納付されていたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成6年8月から7年3月までの期間及び9年2月から11年8月までの期間の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたと述べているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付場所を具体的に記憶しておらず、納付金額も憶<sup>おぼ</sup>えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②のうち、平成9年2月から11年8月までは、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間②のうち、平成6年8月から7年3月までの期間及び9年2月から11年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間及び7年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9232

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は36万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、41万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、41万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同じ内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は41万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9233

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は24万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、28万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、28万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は28万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9234

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、56万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、56万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は56万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から同年9月1日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は56万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、62万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、62万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は62万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月1日から同年9月1日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、53万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、53万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。



## 関東神奈川厚生年金 事案 9237

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は41万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、50万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、50万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同じ内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は50万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、B厚生年金基金の標準給与月額の記録と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されている。

しかしながら、B厚生年金基金の加入員記録では、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、平成17年10月付けで、62万円に改定されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、申立人の従前の標準報酬月額は、62万円と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB厚生年金基金は、「厚生年金保険に係る届書と厚生年金基金に係る届書は、複写式である。」としており、同事業所は、「当該基金に提出されたものと同じ内容の書類を社会保険事務所にも提出したはずである。」と回答している。

加えて、B厚生年金基金の加入員記録が事後訂正された形跡は認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は62万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで  
私は、昭和56年7月31日までA社に勤務し、翌日の同年8月1日にC社に転籍した。しかしながら、A社において同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日にC社において同資格を取得していることから、申立期間が被保険者期間となっていない。同年7月の厚生年金保険料は、A社の給与から控除されていたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様にA社において昭和56年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる同僚に照会を行ったところ、回答のあった同僚が所持する給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥

当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月21日から同年7月21日まで  
父は、B社C工場からA社へ出向し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和28年6月21日に、B社C工場からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（その後B社C工場、現在はD社）における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで  
私の夫である申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間に係る被保険者記録を認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答及びD社から提出された申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に昭和28年4月1日にE社からA社に転籍したと述べている複数の同僚も、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の同年5月1日となっているが、当該同僚のうちの一人が所持している給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥

当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 28 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同僚から提出された資料において、同年 4 月 1 日に A 社が発足した際の従業員数は 26 人であると記載されている上、同社が適用事業所となった際の従業員数が 26 人であることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から同年11月1日まで  
私は、C社（現在は、B社）において昭和54年10月1日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年11月1日になっている。同年10月から給料はもらっていて保険料も控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の事業主が作成した申立人の履歴書から判断すると、申立人が申立期間において、C社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において、申立人と同じく、C社のD課に勤務していた同僚5人の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致している上、申立人と同じE社のF課から配属になった当該同僚の一人は、「申立期間当時のE社のF課での立場は私と全く同じである。」と述べている。

さらに、上記履歴書によると、昭和54年11月1日に申立人の身分に変更等があった旨の記載は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、G厚生年金基金と厚生年金保険の記録における資格取得日とが一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、事業主は昭和54年11月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る記録を、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年9月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額より著しく低額に記録されている。  
調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額については、当初、申立期間のうち、平成3年2月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほか多数の元従業員についても、同日付けで、それぞれの資格取得日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成4年8月分給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できる上、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、減額訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「平成3年頃から会社の業績は悪く、給料の遅配や減額も行われていた。」と述べていることから、当時、A社が厚生年金保険料の納付について苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂

正処理に合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 関東神奈川国民年金 事案 7310

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和63年\*月頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親から、私が20歳になった時から保険料を納付していたと聞いたことがあるので、両親が金融機関で、又は父親名義の預金口座から口座振替により保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年\*月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人は自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする母親からは、証言を得られない上、父親からも当該期間の保険料の納付に関する具体的な証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続き時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成3年5月頃と推認できることから、申立内容と一致しない上、当該時点において、申立期間のうち、昭和63年9月から平成元年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年4月から3年3月までの期間については、申立人は学生のため、国民年金の任意の未加入期間で保険料を納付することができない期間であることから、当該

期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人の主張のとおり、両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東神奈川国民年金 事案 7311

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月及び同年8月

会社を退職した昭和63年6月に、私又は私の母親が、区の出張所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、厚生年金保険へ加入した時の国民年金の喪失手続や国民年金の再加入手続については記憶していないが、私は、送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を同出張所で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により当時居住していた区の出張所で納付したと主張しているが、厚生年金保険から国民年金への切替手続、納付時期、納付金額等を記憶していないことから、国民年金の再加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金に加入後、厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、平成元年3月に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該喪失は同年6月5日に、同年7月の被保険者資格の再取得は13年6月1日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったことがうかがえるほか、当該再取得処理が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、その主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、そ

の形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東神奈川国民年金 事案 7312

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年\*月から私が就職する 49 年 10 月までの間に、私の母親が市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、当時、私は家業を手伝っていたので、母親が、私の毎月の給料から保険料を天引きし、両親、兄及び姉の分と一緒に金融機関で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格は、平成 9 年 1 月 1 日に基礎年金番号制度が導入された際、共済組合員として、同年 3 月に付番された基礎年金番号により平成 22 年 4 月 1 日に取得していることがオンライン記録により確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から2年11月2日まで  
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。  
当時、A社から派遣され、B施設でC職の仕事をしていた。雇用形態は正社員で、週6日勤務、1日の勤務時間は残業も含め長時間だった。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書及び社員マスターにより、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、C職の中には、厚生年金保険に加入していない人が多くいた。」と述べている上、申立人が、「同じ勤務地で、同じ業務を行っていた。」とする同僚のうち、複数の者が、申立期間においてA社で厚生年金保険被保険者となっていないことから、当時、同社では、必ずしもC職全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A社は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料は残っていない。」と回答している上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、オンライン記録において、申立期間に資格を取得している者の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。